

名古屋教育学院

留学生宿舎 利用規則

留学生宿舎の入居者は以下の利用規則を守ると同時に、良識ある行動をもって、良好な住居環境の維持と発展に努めてください。なお、この利用規則は変更することがありますので、学校の掲示板に注意してください。

1. 対象宿舎

- ・対象宿舎は名古屋教育学院が賃貸借契約を結び、留学生向けに全室を一括して借り上げている宿舎です。

- ・学生宿舎に入居を希望する者は、所定の入居願に必要書類を添えて、学院長に願い出なければならない。入居の許可期間は、2年以内とする。最短契約期間は6ヶ月となります。

2. 居室について

- ・学校宿舎では、2人同居が原則となります。ただ男女同居は認めません。

宿舎の「共用部分」の利用について

- ・共用部分の管理運営、清掃は、入居者同士で協力して行ってください。
- ・共用部分には、清掃・メンテナンスを目的として事前の通知なく立ち入ります。

2人で同居するにあたっては、以下の点に留意してください。

- ・個人個人の生活スタイルは、出身国の慣習や宗教上の理由、育ってきた家庭環境によって大きく違ってきます。
- ・お互いの生活スタイルを尊重すると同時に自分のふるまいが相手に迷惑をかけていないか、常に考えながら行動してください。
- ・共用部分の管理・清掃については、不公平のないように運営してください。特に、清掃については当番制にする等、特定の人だけ集中するようなことがないようにしてください。
- ・深夜（22時以降）は、ルームメイトのためにも「騒音」の発生には特に注意してください。テレビや音楽はヘッドフォンを使う等、騒音が発生しないように注意してください。
- ・キッチン・バスを使用した場合、汚れが残らないように、その都度簡単な清掃・後片付けをしてください。トイレ等他の共用部分もこまめな清掃をしてください。また、定期的（1週間に1回）に、共用部分の清掃を行って居室を清潔に保ってください。

3. 寄宿料、利用料金と支払方法

寄宿料の額は、別の表に掲げることとします。

- ・ 寄宿料、利用料金の支払いは前払い制とし、原則として、日本国内金融機関の学生名義の預金口座からの振替、または学校の指定する預金口座への送金により、学校に支払うものとします。
- ・ 寄宿料、利用料金は支払をした時に、預金口座振替手数料・事務手数料・送金手数料を加算して学校に支払うものとします。
- ・ 当該年度内に徴収する総額の範囲内で適宜取りまとめて前納させることができます。
- ・ 2人同居の場合、一人が先に退去した時に、寄宿料は在居中の人が納付することとします。
- ・ 既納の寄宿料は、返還しません。
- ・ 所定の期日までに寄宿料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促します。

4. 本人以外の臨時宿泊

- ・ 本人以外の宿泊は、原則認めません。
- ・ 無断で第三者を宿泊させた場合は、厳しく対応し、退去を命じます。

5. 長期不在

7日間以上部屋を留守にする場合は、事前に管理人に「長期不在届」(所定用紙)を提出してください。「長期不在届」を提出せずに、7日以上帰宅しない場合は退去したものと見なし、居室内の家財を処分することがあります。

6. 鍵(カードキー)

鍵(カードキー)の複製はできません、鍵(カードキー)を紛失した場合は、できるだけ早く学校事務局に届け出てください。鍵の交換費用を請求します。

7. 喫煙

喫煙は、以下のとおり指定された場所でのみできます。それ以外の場所での喫煙は一切禁止します。なお、喫煙の際は、吸殻は灰皿に捨ててください。

8. 上記以外の禁止事項・注意事項

- ・ 居室内は必ず靴を脱いでください。(土足厳禁)
- ・ 犬・猫・鳥類等のペットは持ち込まないでください。
- ・ 入居者は、無断で部屋の改造・解体・改装(ペンキ塗り、壁紙の張替、釘打ち、鉋、フック留め、家具の移動等を含む)をしないでください。
- ・ ストープおよびローソクなど、火の出るものの使用は一切禁止します。
- ・ 建物の廊下・階段・エントランスホール・キッチン・ラウンジ・ロビー・交流室等には安全のため、私物を置かないでください。私物の紛失・破壊等のトラ

ブルについては、学校は一切関知しません。

- ・ 公共の場所にあるイスやソファ等を無断で移動しないでください。
- ・ 鍵（カードキー）の複製はできません。
- ・ 入居者の居室は学生部宿舎担当窓口で割り当てます。許可なく居室を変更することはできません。
- ・ 居室の管理・清掃は、入居者自身の責任において行ってください。
- ・ 居室内の備品は、貸与されているものですから、大事に使用してください。
- ・ 居室内の消耗品（トイレトーパー、電球類）は、入居者で購入してください。

9. 退去手続き

・退去届の提出

退去日の1ヶ月前までに所定の「退去届」（所定用紙）を学校事務局担当窓口提出してください。

退去の一か月前までに「退去届」を提出しなかった場合は、「退去届提出日」から一ヶ月後までの家賃を支払わなければなりません。

- * 土日祝日および12月29日～1月5日の退去は避けてください。

・家賃の精算

退去の一週間前までに家賃の精算を行ってください。

- * 退去一か月前までに「退去届」を提出した場合は、退去月の家賃は日割家賃となります。
- * 退去の一か月前までに「退去届」を提出しなかった場合は、「退去届提出日」から一ヶ月後までの家賃を支払わなければなりません。
- * 入居後1ヶ月未満で退去する場合でも、6ヶ月分の家賃とメンテナンス費用の支払いは必要です。

・部屋の清掃

- * 退去時には部屋の清掃をし、入居時と同様の状態にしてください。
- * 粗大ゴミ（自転車、家具、電気製品等）は各自で処分しなければなりません。ゴミの回収期日に余裕を持って処分してください。処分方法や処分費用（有料）については、学校宿舎管理人に問い合わせてください。なお、処分しないで退去（帰国）した場合は、学校の宿舎担当より入居者に処分料金を請求し、身元保証人や両親等に報告をします。

・鍵（カードキー）の返却

- * 退去時には学校の宿舎担当に報告し、部屋の状態のチェックを受けた後に、部屋の鍵（あるいはカードキー）を返却してください。
- * 部屋が通常の使用で考えられる以上に汚れていたり、破損していた場合には、現状回復のために必要な料金を請求することがあります。

・国民健康保険、携帯電話、テレビ、新聞等の解約

* 退去時に帰国する場合は早めに手続きを行ってください。

10. 設備の故障・汚損

居室内の設備が故障した場合や、室内を著しく汚した場合は、直ちに宿舍管理人に連絡してください。なお、入居者の故意または重大な過失により故障・汚損した場合は、修理費・清掃費等を請求することがありますので、居室内の設備は大切に取り扱いってください。

11. 緊急時の立ち入り

宿舍の建物保全・防犯・防火・救護・その他管理上の必要がある時には、学校の宿舍担当および管理人は、入居者に通知したうえで部屋に立ち入ることがあります。ただし、あらかじめ通知する余裕のない、やむを得ない緊急の場合は、両者ともに通知することなく立ち入ることもあります。その場合には、事後速やかに本人に説明します。

12. 明け渡しの強制

名古屋教育学院は、次の事由が生じた時は契約を解除し、部屋の退去を命じます。

- ・ 本学の学生の身分を失ったとき。
- ・ 施設の管理・維持に重大な支障を及ぼす行為をした場合
- ・ 家賃の滞納が2ヶ月分に達した場合
- ・ 部屋を他人に転貸した場合
- ・ 無断で第三者を宿泊させた場合
- ・ 他の入居者や近隣に重大な迷惑を及ぼす行為をした場合
- ・ この規則に違反する行為や社会通念上問題のある行為があった場合
- ・ 日本の法律等を犯した場合
- ・ その他名古屋教育学院が退去させる必要があると判断した場合

特に、家賃の滞納、無断で第三者を宿泊させた場合は、厳しく対応します。

13. 地域協力

入居者は、地域においても常に良識ある行動をとってください。

入居者は、地域住民の一員であることを自覚して、協力を求められた場合は、地域における住民一般を対象とする行事（例えばお祭り等）や活動（例えば町内清掃）には、個人の信条・主義・信仰等に反しない範囲で、できるだけ参加・協力をお願いします。

14. その他

自然災害、地震、天災、洪水、火事、盗難、その他名古屋教育学院の責任に帰さない事由により入居者の被った損害について、名古屋教育学院は一切その責任を負いません。

この規則は、事情により変更することがあります。